

第 3 2 号議案

足立区障害福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障害福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障害福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区障がい福祉センター条例

第 1 条中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に、「障害者」を「障がい者」に、「障害児」を「障がい児」に改める。

第 2 条中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に改め、同項第 1 号中「障害者」を「障がい者」に改め、同項第 2 号中「施設」の次に「のうち、障害者自立支援法施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号。以下「自立支援法規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）に係る施設」を加え、同項第 5 号を削り、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 自立支援法第 5 条第 1 3 項に規定する自立訓練に必要な施設のうち、自立支援法規則第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）に係る施設

第 3 条第 1 項第 7 号中「障害者」を「障がい者」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に改め、同条第 1 号中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第 2 号中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「機能訓練に係るもの

をいう。」を「機能訓練」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「前条第1項第4号」を「前条第1項第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前条第1項第3号」を「前条第1項第4号」に、「通所による知的障害者及び身体障害者の」を「知的障がい者及び身体障がい者に対する通所による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前条第1項第3号の施設における知的障がい者に対する通所による自立訓練（生活訓練）及び指導助言に関すること。

第4条第6号中「知的障害児」を「知的障がい児」に改め、同条第7号及び第8号中「障害者」を「障がい者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「第3条第1項第4号」を「第3条第1項第5号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第3条第1項第3号」を「第3条第1項第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第1項第3号に規定する施設

ア 自立支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者

イ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による措置を受けた者

第7条第1項中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に、「第2号イ及びウ、第3号、第4号イ」を「第2号イ、第3号イ及びウ、第4号」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第2項中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に、「第2号イ及びウ、第4号イ」を「第2号イ、第3

号イ及びウ」に改め、同項第１号中「及び第３号」を「、第３号及び第４号」に改め、同項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とする。

第９条及び第１０条中「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に改める。

付 則

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法に規定する事業及び施設への移行のために規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。